

## 埼玉県電気自動車等導入費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、自動車から排出される二酸化炭素等の削減を図るとともに災害時のレジリエンス機能を強化するため、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）及び外部給電器を導入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

#### (1) 電気自動車（EV）

搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機を原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。

#### (2) プラグインハイブリッド自動車（PHV）

電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。

#### (3) 外部給電器

電気自動車等に搭載された電池に充電された電気を取り出し、電気自動車等の外部へ給電する機能を有する機器（V2Hを除く。）をいう。

#### (4) V2H

電気自動車等に搭載された電池から電力を給電するための直流／交流変換回路をもち、電気自動車等と建物の間で電力の充給電を行う設備をいう。

#### (5) CEV補助金

国が採択した執行団体である一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する車両又は外部給電器の購入に関する補助事業において交付される補助金をいう。

#### (6) リース契約

契約の名称にかかわらず、電気自動車等の貸主が、借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該車両の使用収益する権利を与え、借主は、使用料を貸主に支払う契約であって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいう。

#### (7) リース事業者

リース契約に基づき、前号の車両を借主に貸し渡すことを業とする者をいう。

### (補助対象者)

第3条 この要綱に基づき補助申請を行うことができる者は、次に掲げる者であって、

税金の滞納がない者、刑事上の処分を受けていないも者及び公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者とする。

(1) 電気自動車等を補助申請できる者

ア 個人（県内に在住する個人に限る。以下において同じ。）、個人事業主（県内に事務所又は事業所を有する個人をいう。以下において同じ。）又は法人（国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人を除く。また、県内に事務所又は事業所を有する法人に限る。以下において同じ。）のうち、補助対象の電気自動車等を新たに導入する者

イ アに対してリースするために補助対象の電気自動車等を新たに導入するリース事業者（ただし、リース料総額に補助金相当額分の減額が反映されることを要件とする。）

ウ 補助の対象となる電気自動車等は、別表1及び別表2に定める要件を満たすものとする。

(2) 外部給電器を補助申請できる者

ア 補助対象の外部給電器を新たに導入する個人事業主及び法人。

イ 補助の対象となる外部給電器は、別表1及び別表2に定める要件を満たすものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、別表1に定めるものとする。

2 前項の経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとする。

(補助金の額)

第5条 県が交付する補助金の額は、別表3に定める方法で算出した金額とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項の規定により別表4に掲げる書類を添えて知事が別に定める期限までに提出するものとする。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつた場合において、その内容を審査した上で、補助金の交付を決定したときは、様式第3号により、不交付を決定したときは、様式第4号により通知する。

(申請の取下げのできる期間)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から起算して14日を経過した日までとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(補助事業の着手日及び完了日)

第9条 規則第7条に規定する交付決定通知書を通知された者（以下「補助対象者」という）は、同条に規定する交付決定通知書を受けた後に補助事業に着手するとともに、補助事業を誠実に実施しなければならない。

2 補助事業の着手日及び補助事業の完了日は、別表5のとおりとする。

(交付の条件)

第10条 規則第6条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(内容変更及び中止の申請)

第11条 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、様式第5号を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、変更が適当であると認めるときは、様式第6号により、適当であると認めなかったときは、様式第7号により通知する。ただし、変更が適当であると認められた場合でも、第7条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。
- 3 前条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、様式第8号に定める様式を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で、中止が適当であると認めるときは、様式第9号により、適当であると認めなかったときは、様式第10号により通知する。

(交付決定の取消し)

第12条 知事は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条第1項の規定に基づく本補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができるものとする。

- (1) 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- (2) 交付決定の内容又は目的に反して本補助金を使用したとき。
- (3) 本事業に係る知事の指示に従わなかったとき。
- (4) 補助対象者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (5) その他本補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反した

とき。

(補助金の返還)

第13条 知事は、前条の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて、補助対象者にその返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第14条 補助対象者は、第12条の規定に基づく補助金の交付決定の取消しにより前条の規定による補助金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助対象者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、当該納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金に充てられたものとする。

3 補助対象者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

4 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、当該納付金額を控除した額によるものとする。

(実績報告)

第15条 実績報告書には別表6に掲げる書類を添付しなければならない。

2 実績報告書の提出期限は、補助事業完了（補助事業の中止の場合を含む。）の翌日以後、60日以内又は知事が別に定める日のいずれか早い期日までとする。

(補助金交付額の確定)

第16条 規則第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、様式第13号により補助対象者に対し通知するものとする。なお、第7条又は第11条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。

2 この補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付するものとする。

(書類の整備等)

第17条 補助対象者は、補助事業等に係る収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(財産処分の制限)

第18条 規則第19条ただし書きの規定により知事が定める期間及び同条第2号の規定により、知事が定める財産の種類は、別表7に定めるとおりとする。

- 2 前項の処分制限期間内において、補助事業により取得した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け又は担保に供する場合（以下「処分」という。）しようとするときは、補助対象者は、あらかじめ様式第14号又は様式第15号により処分の承認について知事に申請し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、財産処分が適当であると認めるときは、様式第16号により、適当であると認めなかったときは、様式第17号により通知する。
- 4 知事は、前項の規定により財産処分等を承認するときに、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求するものとする。
- 5 補助対象者は、前項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを県に納付しなければならない。

(届出事項)

第19条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 個人又は個人事業者にあつては、住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 法人にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。
- (3) 補助対象の車両の使用者の住所を変更したとき。

(立入調査等)

第20条 知事は、必要と認められるときは補助対象者に対して補助事業に関し報告を求め、補助対象者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を調査し、又は関係者に質問をすることができる。

- 2 補助対象者は、前項の規定による報告の聴取、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第21条 補助対象者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(県等への協力事項)

第22条 補助対象者は、補助事業により取得した電気自動車等の所有に関する情報について、市町村から県に情報提供の要請があった場合には、県が情報提供することを了承すること。また、埼玉県内において災害時等に、自治体等から取得した電気自動車等の貸与等の要請があった場合には、可能な範囲で協力するよう努めること。

2 補助対象者は、補助事業により取得した外部給電器の所有に関する情報について、市町村から県に情報提供の要請があった場合には、県が情報提供することを了承すること。また、埼玉県内において災害時等に、災害協定等を締結している自治体等から、取得した外部給電器の貸与等の要請があった場合には、可能な範囲で協力するよう努めること。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月28日から施行する。

別表 1 (第 3 条、第 4 条関係)

対象の種類	要件	補助対象経費
電気自動車等	<p>次の要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) C E V補助金の交付の対象となる車両であって、外部給電器及びV 2 H 充給電設備を経由して給電できる機能を有しているものであること。</p> <p>(2) 交付決定後に初度登録される車両であること。</p> <p>(3) 自動車検査証の燃料の種類が「電気」又は「ガソリン・電気」であること。</p> <p>(4) 自動車検査証の使用の本拠の位置が埼玉県であること。</p> <p>(5) 自動車検査証の自家用・事業用の別の欄が自家用であること。</p> <p>(6) 自動車販売業者が販売促進活動（展示・試乗等）に使用する車両でないこと。</p> <p>(7) 補助対象の電気自動車等の製造者が自ら使用する車両でないこと。</p>	電気自動車等の車両本体の購入に係る経費
外部給電器	<p>次の要件を満たすこと。</p> <p>(1) C E V補助金の交付対象の外部給電器となっていること。</p> <p>(2) 交付決定後に発注された外部給電器（中古品を除く）となっていること。</p> <p>(3) 所有又は使用する権利を有する電気自動車等が次の要件に全て適合すること。（所有又は使用する権利を有する予定も含む）</p> <p>ア C E V補助金の交付の対象となる車両であって、外部給電器及びV 2 H 充給電設備を経由して給電できる機能を有しているものであること。</p> <p>イ 自動車検査証における燃料の種類が「電気」又は「ガソリン・電気」と記載されているものであること。また、使用の本拠の位置が埼玉県内であること。</p>	外部給電器の本体の購入に係る経費

別表2(第3条関係)

対象の種類	申請者（補助事業者）の要件
電気自動車等	<p>(1) 補助対象の車両の自動車検査証に記載される所有者となる者とする。ただし、割賦販売（所有権留保条項付売買契約）（自動車販売業者、ローン会社等が自動車検査証に記載される所有者となるもの。以下において「割賦販売」という。）により補助対象の車両を導入する場合にあっては、当該車両の使用人となる者とする。</p> <p>(2) 車両をリースにより導入する場合は、リース事業者とリースを受ける者とし、車両の所有者と使用者が共同申請を行うこととする。</p>
外部給電器	<p>次の要件をすべて満たすもの</p> <p>(1) 補助対象の外部給電器の所有者となる者とする。</p> <p>(2) 電気自動車等の自動車検査証に記載される所有者（予定も含む）が外部給電器の所有者と一致すること。ただし、割賦販売及びリース車両の場合にあっては、当該車両の使用人（予定も含む※）と外部給電器の所有者が一致すること。</p>

別表3(第5条関係)

対象の種類		補助金の額
電気自動車	普通自動車	C E V 補助金の補助金額の 1 / 2（千円未満切捨て）又は 4 0 万円のいずれか小さい額
	小型・軽自動車	C E V 補助金の補助金額の 1 / 2（千円未満切捨て）又は 2 7 . 5 万円のいずれか小さい額
プラグインハイブリッド自動車		C E V 補助金の補助金額の 1 / 2（千円未満切捨て）又は 2 7 . 5 万円のいずれか小さい額
外部給電器		C E V 補助金の補助金額の 1 / 2（千円未満切捨て）又は 2 5 万円のいずれか小さい額

別表 4（第 6 条関係）

（1）電気自動車等

提出書類
(1) 埼玉県電気自動車等導入費補助金申請書（様式第 1 号）
(2) 誓約書（リースにあつては、補助対象者と当該車両の使用者）
(3) 注文書、発注書、売買契約書の写し、リース契約書等（知事が別に定める日の日付以降であること。）
(4) (3) の注文書、発注書、売買契約書の写し等に、車両本体の購入に係る経費の額が明記されていない場合は、車両本体の購入に係る経費の額を証する書類
(5) 補助対象者の確認書類 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 個人の場合は住民票（発行日から 3 か月以内のもの）</li><li>・ 個人事業主の場合は住民票（発行日から 3 か月以内のもの）及び事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）の所在地を証する書類</li><li>・ 法人及びリース事業者の場合は当該法人に係る現在事項若しくは履歴事項証明書（発行日から 3 か月以内のもの） ※登記事項証明書に埼玉県内の事務所等の記載がない場合は、事業所等の所在地を証する書類</li></ul>
(6) リースにあつては当該車両の使用者の確認書類 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 個人の場合は住民票（発行日から 3 か月以内のもの）</li><li>・ 個人事業主の場合は住民票（発行日から 3 か月以内のもの）及び事務所等の所在地を証する書類</li><li>・ 法人の場合は当該法人に係る現在事項若しくは履歴事項証明書（発行日から 3 か月以内のもの） ※登記事項証明書に埼玉県内の事務所等の記載がない場合は、事務所等の所在地を証する書類</li></ul>
(7) 補助対象者及びリースにあつては当該車両の使用者が法人の場合は、役員等氏名一覧表（様式第 1 号別紙 1）
(8) リースの場合であつて、注文書等に月々のリース料金から補助額相当分を減額していることが明記されていない場合は、貸与料金の算定根拠明細書（様式第 1 号別紙 2）
(9) その他知事が必要と認める書類

(2) 外部給電器

提出書類
<p>(1) 埼玉県電気自動車等導入費補助金申請書（様式第2号）</p> <p>(2) 誓約書</p> <p>(3) 補助対象者宛ての見積書写しで、メーカー名、型式、購入価格（予定価格）、購入費の支払条件が明記されていること。なお、見積書の日付は知事が別に定める日 の日付以降であること。</p> <p>(4) 現在事項若しくは履歴事項証明書（発行日から3か月以内のもの） ※登記事項証明書に埼玉県内の事務所等の記載がない場合は、事務所等の所在地 を証する書類</p> <p>(5) 役員等氏名一覧表（様式第1号別紙2）</p> <p>(6) 電気自動車等に関する書類</p> <p>ア 電気自動車等を所有している場合</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・自動車検査証（写し）</li></ul> <p>イ 電気自動車等の納車待ちの場合</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・注文書、発注書、売買契約書の写し、リース契約書等</li></ul> <p>(7) その他知事が必要と認める書類</p>

別表 5 (第 9 条関係)

対象の種類		要件
電気自動車等	補助事業の着手日	次に掲げる日のうち、最も早い日とする。 (1) 車両の登録のあった日 (2) 車両の引渡のあった日 (3) 代金の支払が完了した日
	補助事業の完了日	次に掲げる日のうち、最も遅い日とする。 (1) 車両の登録のあった日 (2) 車両の引渡のあった日 (3) 代金の支払が完了した日又は支払った額を除いた残りの全額の支払が担保された契約手続きが完了した日 (4) 下取車がある場合は、下取車の入庫のあった日
外部給電器	補助事業の着手日	外部給電器の発注日
	補助事業の完了日	次に掲げる日のうち、最も遅い日とする。 (1) 代金の支払が完了した日 (2) 外部給電器が納品された日 (3) 申請時に、電気自動車等の納車待ちの場合は、次に掲げる日のうち、最も遅いとする。 (a) 車両の登録のあった日 (b) 車両の引渡のあった日 (c) 代金の支払が完了した日又は支払った額を除いた残りの全額の支払が担保された契約手続きが完了した日 (d) 下取車がある場合は、下取車の入庫のあった日

別表6（第15条関係）

対象の種類	提出書類
電気自動車等	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 埼玉県電気自動車等導入費補助金実績報告書（様式第11号）</li> <li>(2) 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されている部分の通帳等（写し） （補助金振込先は、補助対象者本人名義の口座に限る。）</li> <li>(3) 補助対象者と所有者（割賦販売による導入の場合にあつては使用者）が同一である自動車検査証（写し）</li> <li>(4) 車両引渡日を確認できる書類（写し）</li> <li>(5) (4)の車両引渡日を確認できる書類（写し）に、車両本体の購入に係る経費の額が明記されていない場合は、車両本体の購入に係る経費の額を証する書類</li> <li>(6) 購入車両の代金の支払いに係る領収書等</li> <li>(7) 下取車がある場合は、下取車に関する確認事項（様式第11号別紙1）</li> <li>(8) リースにあつては、自動車賃貸借契約書（写し）</li> <li>(9) 補助対象車両の仕様等を変更した場合は、様式第11号別紙2及び変更に係る書類</li> <li>(10) その他知事が必要と認める書類</li> </ul>
外部給電器	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 埼玉県電気自動車等導入支援事業費補助金実績報告書（様式第12号）</li> <li>(2) 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されている部分の通帳等（写し）（補助金振込先は、補助対象者本人名義の口座に限る。）</li> <li>(3) 交付決定後に新規に発注された外部給電器であることが確認できる書類（写し）</li> <li>(4) 外部給電器の代金の支払証憑（写し）又は全額支払いの手続きが完了していることを証明する書類（写し）</li> <li>(5) 外部給電器の仕様等を変更した場合は、様式第11号別紙2及び変更に係る書類</li> <li>(6) 申請時に、電気自動車等の納車待ちの場合は、自動車検査証（写し）</li> <li>(7) その他知事が必要と認める書類</li> </ul>

別表 7 (第 18 条関係)

(1) 電気自動車等

財産の種類	自家用車両 (※1)	期間	貸自動車業用車両 (※2)	期間
乗用車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車のもの	4年	道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの	4年
			道路運送車両法上の自動車の種別が小型自動車のもの	4年
貨物車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量 2 トン超のもの	4年	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量 2 トン超のもの	4年
	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量 2 トン以下のもの		道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量 2 トン以下のもの	3年
軽自動車	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの (側車付二輪自動車は除く)	4年	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの (側車付二輪自動車は除く)	3年

※1 自家用車両とは、いわゆる白ナンバー車両。

※2 貸自動車業用車両とは、いわゆるレンタカー用車両で、リース用車両ではない。

(2) 外部給電器

区分	処分制限期間
外部給電器	3年

## 別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

--	--	--	--

令和  年  月  日

(宛先)  
埼玉県知事

## 埼玉県電気自動車等導入費補助金申請書

埼玉県電気自動車等導入費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

### 1 申請者情報

〒

住所		
フリガナ		
氏名		
電話番号		緊急連絡先は、携帯電話等、日中連絡がとれる電話番号等を必ず記入してください。
緊急連絡先		
メールアドレス		

### 2 自動車販売店担当者（交付申請に関する技術的事項について、確認することがあります。）

〒

住所		
フリガナ		
会社名		
フリガナ		
店舗名・ 部署		
フリガナ		
氏名		
電話番号		
メールアドレス		

### 3 申請車両

メーカー名		車両区分	
車名		グレード	
型式		導入方法	
使用の本拠の位置 (自動車検査証に記載予定の「使用の本拠の位置」)			

### 4 補助金交付申請額

電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の車両本体の価格※消費税及び地方消費税を除く	円
令和4年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金業務実施細則の(別表1) 銘柄ごとの補助金交付額に記載されている金額(A)	円
補助金交付申請額(Aに1/2を乗じた額(千円未満を切捨て)又は(※)のいずれか小さい額	円

※は下記の金額のとおり

- (1) 電気自動車(普通自動車)は、40万円
- (2) 電気自動車(小型・軽自動車)及びプラグインハイブリッド自動車は、27.5万円

### 5 補助事業の完了予定日

次の(1)から(4)までの事項のうち、最も遅い日を完了予定日に記載してください。

- (1) 車両登録日
- (2) 車両引渡日(納車日)
- (3) 代金支払が完了する日又は支払った額を除いた残りの全額の支払が担保される契約手続が完了する日
- (4) 下取車がある場合は、下取車の入庫日

完了予定日	令和 年 月 日
-------	----------

--	--	--	--

令和  年  月  日

(宛先)  
埼玉県知事

## 埼玉県電気自動車等導入費補助金申請書

埼玉県電気自動車等導入費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

### 1 申請者情報 ※登記事項証明書のとおり記入

〒

主たる住所	
フリガナ	
法人等名称	
代表者役職	
フリガナ	
代表者氏名	

### 2 法人等の申請担当者情報

〒

住所	
所属部署・役職	
フリガナ	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

様式第1-2号  
(第6条関係)

3 自動車販売店担当者（交付申請に関する技術的事項について、確認することがあります。）

〒

住所			
フリガナ			
会社名			
フリガナ			
店舗名・ 部署			
フリガナ			
氏名			
電話番号			
メールアドレス			

4 申請車両

メーカー名		車両区分	
車名		グレード	
型式		導入方法	
使用の本拠の位置 (自動車検査証に記載予定の「使用の本拠の位置」)			

5 補助金交付申請額

電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の車両本体の価格※消費税及び地方消費税を除く	円
令和4年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金業務実施細則の(別表1) 銘柄ごとの補助金交付額に記載されている金額(A)	円
補助金交付申請額(Aに1/2を乗じた額(千円未満を切捨て)又は(※)のいずれか小さい額	円

※は下記の金額のとおり

- (1) 電気自動車(普通自動車)は、40万円
- (2) 電気自動車(小型・軽自動車)及びプラグインハイブリッド自動車は、27.5万円

様式第1-2号  
(第6条関係)

6 補助事業の完了予定日

次の(1)から(4)までの事項のうち、最も遅い日を完了予定日に記載してください。

- (1) 車両登録日
- (2) 車両引渡日(納車日)
- (3) 代金支払が完了する日又は支払った額を除いた残りの全額の支払が担保される契約手続が完了する日
- (4) 下取車がある場合は、下取車の入庫日

完了予定日	令和 年 月 日
-------	----------

--	--	--	--	--

令和  年  月  日

(宛先)

埼玉県知事

## 埼玉県電気自動車等導入費補助金申請書

埼玉県電気自動車等導入費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

### 1 申請者情報(リース事業者) ※登記事項証明書のとおり記入

〒

主たる住所	
フリガナ	
法人等名称	
代表者役職	
フリガナ	
代表者氏名	

### 2 法人等の申請担当者情報

〒

住所	
所属部署・役職	
フリガナ	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

3 貸与先情報

〒

住 所	
フリガナ	
法人名称 ※貸与先が個人の場合は、空欄にしてください。	
代表者役職 ※貸与先が個人の場合は、空欄にしてください。	
フリガナ	
代表者氏名 ※貸与先が個人の場合は、個人の氏名を入力してください。	

4 自動車販売店担当者（交付申請に関する技術的事項について、確認することがあります。）

〒

住 所	
フリガナ	
会社名	
フリガナ	
店舗名・ 部署	
フリガナ	
氏 名	
電話番号	
メールアドレス	

5 申請車両

メーカー名		車両区分	
車名		グレード	
型式		導入方法	
使用の本拠の位置 (自動車検査証に記載予定の「使用の本拠の位置」)			

6 補助金交付申請額

電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の車両本体の価格※消費税及び地方消費税を除く	円
令和4年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金業務実施細則の(別表1) 銘柄ごとの補助金交付額に記載されている金額(A)	円
補助金交付申請額(Aに1/2を乗じた額(千円未満を切捨て)又は(※)のいずれか小さい額	円

※は下記の金額のとおり

- (1) 電気自動車(普通自動車)は、40万円
- (2) 電気自動車(小型・軽自動車)及びプラグインハイブリッド自動車は、27.5万円

7 補助事業の完了予定日

次の(1)から(4)までの事項のうち、最も遅い日を完了予定日に記載してください。

- (1) 車両登録日
- (2) 車両引渡日(納車日)
- (3) 代金支払が完了する日又は支払った額を除いた残りの全額の支払が担保される契約手続が完了する日
- (4) 下取車がある場合は、下取車の入庫日

完了予定日	令和 年 月 日
-------	----------

## 誓約書

### <申請者（リースの場合は貸与先を含む）に関する誓約内容>

- 補助事業により取得した申請車両の所有に関する情報について、市町村から県に情報提供の要請があった場合には、県が情報提供することを了承します。また、埼玉県内において災害時等に、自治体等から取得した申請車両の貸与等の要請があった場合には、可能な範囲で協力するよう努めます。
- 税金の滞納がなく、刑事上の処分を受けておらず、公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者です。
- 提出した申請書の記載内容に軽微な誤りがあった場合は、事実に基づき訂正されることについて同意します。
- 補助事業で導入する車両の利用等に関するアンケート調査が実施される場合は了承します。

### <申請車両に関する誓約内容>

- 私は、申請車両を要綱第18条第2項に規定されている処分制限期間内に処分する場合、埼玉県知事の承認を受け、指示された補助金額を返納します。
- 自動車販売業者が販売促進活動（展示・試乗等）に使用するものではありません。
- 補助事業により取得した申請車両は、製造者が自ら使用する車両ではありません。
- 中古車ではありません。

### <暴力団排除に関する誓約事項（リースの場合は貸与先を含む）>

補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

<上記を誓約し、内容に間違いがないことを確認した上で申請します。>

会社名（法人のみ記入）	申請者名（法人の場合は代表者役職 氏名）

### 役員等氏名一覧表

年 月 日現在

役職名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性別 (男・女)	住 所
	( )			
	( )			
	( )			
	( )			
	( )			
	( )			

記載した全ての者は、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を埼玉県警察本部に照会することについて、同意しております。

(法人名称)

(代表者の役職・氏名)

令和  年  月  日

(宛先)  
埼玉県知事

## 貸与料金の算定根拠明細書

補助事業で導入する車両については、次のとおりであることについて間違いありません。また、注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、補助金交付後も遵守することを誓約します。

### 1 申請者情報

	リース事業者	貸与先
住所		
法人名		
代表者役職		
氏名		

※貸与先が個人・個人事業主の場合は、「住所」と「氏名」を入力してください

### 2 貸与料金の算定根拠明細

リース期間 (月数)	県の補助金 (a) ※1	国の補助金 (b)	リース料総額※2		差額 (c)-(d) (>=(a)+(b))
			補助金なし (c)	補助金あり (d)	
か月	円	円	円	円	円

※1 申請書の値を記載すること。

※2 前払い金を含み、消費税及び地方消費税を除いた金額

(注意事項)

- ・リース期間は処分制限期間以上であること。
- ・補助金ありの場合のリース料総額又はこれをリース期間で除した月額リース料金が、リース契約書で確認できること。

様式第2号  
(第6条関係)

交付決定番号  
(県使用)

R

--	--	--	--	--

令和  年  月  日

(宛先)  
埼玉県知事

## 埼玉県電気自動車等導入費補助金申請書

埼玉県電気自動車等導入費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

### 1 申請者情報 ※登記事項証明書のとおり記入

〒

主たる住所	
フリガナ	
法人等名称	
代表者役職	
フリガナ	
代表者氏名	

### 2 法人等の申請担当者情報

〒

住所	
所属部署・役職	
フリガナ	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

様式第2号  
(第6条関係)

### 3 申請外部給電器

メーカー名	
型式	

### 4 補助金交付申請額

外部給電器購入予定価格※消費税及び地方消費税を除く (A)	円
国が実施する補助金額 (Aに1/3を乗じた額又は銘柄ごとに (一社) 次世代自動車振興センターが定める上限額) (B)	円
補助金交付申請額 (Bに1/2を乗じた額又は25万円のいずれか小さい額)	円

# 誓約書

## ＜申請者に関する誓約内容＞

- 補助事業により取得した外部給電器の所有に関する情報について、市町村から県に情報提供の要請があった場合には、県が情報提供することを了承します。また、埼玉県内において災害時等に、災害協定等を締結している自治体等から、取得した外部給電器の貸与等の要請があった場合には、可能な範囲で協力するよう努めます。
- 税金の滞納がなく、刑事上の処分を受けておらず、公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者です。
- 提出した申請書の記載内容に軽微な誤りがあった場合は、事実に基づき訂正されることについて同意します。
- 補助事業で導入する外部給電器の利用等に関するアンケート調査が実施される場合は了承します。
- 申請車両を要綱第18条第2項に規定されている処分制限期間内に処分する場合、埼玉県知事の承認を受け、指示された補助金額を返納します。

## ＜暴力団排除に関する誓約事項＞

補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

＜上記を誓約し、内容に間違いがないことを確認した上で申請します。＞

会社名	代表者役職 氏名

第 年 月 日  
号

申請者 様

埼玉県知事 (公印省略)

埼玉県電気自動車等導入費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった埼玉県電気自動車等導入費補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)第5条第1項の規定により、下記のとおり交付します。

記

1 交付決定番号

2 補助対象事業の内容

申請があった埼玉県電気自動車等導入費補助金交付申請書に記載のとおり

3 補助金の額 金 円

4 条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった埼玉県電気自動車等導入費補助金に係る事業とし、その内容は申請のとおりとする。
- (2) 補助事業を中止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
  - ア 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
  - イ 補助金を他の用途に使用したとき。その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
  - ウ 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適當な行為を行ったとき。
  - エ 補助対象者(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (4) 知事が交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付を行った本補助金の全部又は一部の返還を請求した場合は、知事が指定する期日までに返還するとともに、違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、延滞金を納付すること。
- (5) この補助金は、実績報告書に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付

する。

- (6) その他規則及び埼玉県電気自動車等導入費補助金交付要綱の定めるところに従わなければならない。

## 5 その他留意事項

- (1) 実績報告時に交付決定番号を使用するため、当決定通知書は大切に保管すること。
- (2) 補助対象事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業の完了後は、実績報告書を速やかに提出すること。

第 号  
年 月 日

申請者 様

埼玉県知事 (公印省略)

埼玉県電気自動車等導入費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった埼玉県電気自動車等導入費補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)第5条第1項の規定により、下記のとおり交付します。

記

1 交付決定番号

2 補助対象事業の内容

申請があった埼玉県電気自動車等導入費補助金交付申請書に記載のとおり

3 補助金の額 金 円

4 条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった埼玉県電気自動車等導入費補助金に係る事業とし、その内容は申請のとおりとする。
- (2) 補助事業を中止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
  - ア 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
  - イ 補助金を他の用途に使用したとき。その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
  - ウ 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適當な行為を行ったとき。
  - エ 補助対象者(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (4) 知事が交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付を行った本補助金の全部又は一部の返還を請求した場合は、知事が指定する期日までに返還するとともに、違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、延滞金を納付すること。
- (5) この補助金は、実績報告書に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付

する。

- (6) その他規則及び埼玉県電気自動車等導入費補助金交付要綱の定めるところに従わなければならない。

## 5 その他留意事項

- (1) 実績報告時に交付決定番号を使用するため、当決定通知書は大切に保管すること。
- (2) 補助対象事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業の完了後は、実績報告書を速やかに提出すること。

様式第4号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

申請者 様

埼玉県知事 （公印省略）

埼玉県電気自動車等の導入費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった埼玉県電気自動車等の導入費補助金については、下記の理由により補助しないことを決定しましたので、埼玉県電気自動車等導入費補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

1 理 由

--	--	--	--	--

令和 年 月 日

(宛先)  
埼玉県知事

## 埼玉県電気自動車等導入費補助金変更承認申請書

標記補助金において交付決定を受けた車両について、下記の変更がありましたので届け出ます。

### 1 申請者情報

〒

住所			
フリガナ			
氏名			
電話番号			緊急連絡先は、携帯電話等、日中連絡がとれる電話番号等を必ず記入してください。
緊急連絡先			
メールアドレス			

### 2 交付申請額

変更前	円	変更後	円	千円未満 切捨て
-----	---	-----	---	-------------

### 3 変更の内容と理由

--

令和 [ ]年 [ ]月 [ ]日

(宛先)  
埼玉県知事

### 埼玉県電気自動車等導入費補助金変更承認申請書

標記補助金において交付決定を受けた車両（外部給電器）について、下記の変更がありましたので届け出ます。

#### 1 申請者情報

〒 [ ] - [ ]

主たる住所	
フリガナ	
法人等名称	
代表者役職	
フリガナ	
代表者氏名	

#### 2 法人等の申請担当者情報

〒 [ ] - [ ]

住所	
所属部署・役職	
フリガナ	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

#### 3 交付申請額

変更前	円	変更後	円	千円未満切捨て
-----	---	-----	---	---------

#### 4 変更の内容と理由

--

--	--	--	--	--

令和  年  月  日

(宛先)  
埼玉県知事

## 埼玉県電気自動車等導入費補助金変更承認申請書

標記補助金において交付決定を受けた車両について、下記の変更がありましたので届け出ます。

### 1 申請者情報

〒

主たる住所	
フリガナ	
法人等名称	
代表者役職	
フリガナ	
代表者氏名	

### 2 法人等の申請担当者情報

〒

住所	
所属部署・役職	
フリガナ	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

3 貸与先情報

〒

住 所			
フリガナ			
法人名称 ※貸与先が個人の場合は、空欄にしてください。			
代表者役職 ※貸与先が個人の場合は、空欄にしてください。			
フリガナ			
代表者氏名 ※貸与先が個人の場合は、個人の氏名を入力してください。			

4 交付申請額

変更前	円	変更後	円	千円未満 切捨て
-----	---	-----	---	-------------

5 変更の内容と理由

--	--	--	--	--

第 号  
年 月 日

申請者 様

埼玉県知事 （公印省略）

埼玉県電気自動車等導入費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった埼玉県電気自動車等導入費補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、下記のとおり交付します。

記

1 補助金額

既 決 定 額	円
今回変更交付決定額	円

2 補助条件

- この補助金変更の対象となる内容及び補助事業の経費の配分は、年 月 日付けで申請のあった埼玉県電気自動車等導入費補助金変更承認申請書のとおりとする。
- この変更交付決定に伴う補助金は、実績報告書に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付する。
- この変更交付決定の内容又は条件に不服のあるときは、この変更承認通知書を受理した日から起算して14日以内に申請の取下げをすることができる。
- その他の交付条件については、年 月 日付け埼玉県電気自動車等導入費補助金交付決定通知書のとおりとする。

様式第7号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

申請者 様

埼玉県知事 （公印省略）

埼玉県電気自動車等導入費補助金変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった埼玉県電気自動車等導入費補助金については、次の理由により承認しないこととしたので、埼玉県電気自動車等導入費補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

1 理 由

様式第8-1号  
(第11条関係)

交付決定番号  
(県使用)

R

--	--	--	--	--

【個人・個人事業主申請用】

令和  年  月  日

(宛先)  
埼玉県知事

## 埼玉県電気自動車等導入費補助金中止承認申請書

標記補助金において交付決定を受けた車両について、下記のとおり中止したいので、承認を受けたく、申請します。

### 1 申請者情報

〒  

住所		
フリガナ		
氏名		
電話番号		緊急連絡先は、携帯電話等、日中連絡がとれる電話番号等を必ず記入してください。
緊急連絡先		
メールアドレス		

### 2 中止の内容

--

### 3 中止の理由

--



--	--	--	--	--

令和  年  月  日

(宛先)  
埼玉県知事

## 埼玉県電気自動車等導入費補助金中止承認申請書

標記補助金において交付決定を受けた車両について、下記のとおり中止したいので、承認を受けたく、申請します。

### 1 申請者情報

〒

主たる住所	
フリガナ	
法人等名称	
代表者役職	
フリガナ	
代表者氏名	

### 2 法人等の申請担当者情報

〒

住所	
所属部署・役職	
フリガナ	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

3 貸与先情報

〒

住 所		
	フリガナ	
法人名称 ※貸与先が個人の場合は、空欄にしてください。		
代表者役職 ※貸与先が個人の場合は、空欄にしてください。		
	フリガナ	
代表者氏名 ※貸与先が個人の場合は、個人の氏名を入力してください。		

4 中止の内容

--

5 中止の理由

--

様式第9号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

申請者 様

埼玉県知事 （公印省略）

埼玉県電気自動車等導入費補助金中止承認及び交付決定取消通知書

年 月 日付けで中止承認申請のあった埼玉県電気自動車等導入費補助金については、承認することとし、補助金の交付決定を取り消したので、埼玉県電気自動車等導入費補助金交付要綱第11条第4項の規定により通知します。

様式第10号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

申請者 様

埼玉県知事 （公印省略）

埼玉県電気自動車等導入費補助金中止不承認通知書

年 月 日付けで中止承認申請のあった埼玉県電気自動車等導入費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、埼玉県電気自動車等導入費補助金交付要綱第11条第4項の規定により通知します。

記

1 理 由

令和 年 月 日

(宛先)  
埼玉県知事

## 埼玉県電気自動車等導入費補助金実績報告書

実績について、関係書類を添えて報告します。

### 1 申請者情報

〒

住所		
フリガナ		
氏名		
電話番号		緊急連絡先は、携帯電話等、日中連絡がとれる電話番号等を必ず記入してください。
緊急連絡先		
メールアドレス		

### 2 補助事業の着手日と完了日

次の(1)から(3)までの事項のうち、最も早い日を着手日に記載してください。  
また、(1)から(4)までの事項のうち、最も遅い日を完了日に記載するとともに、( )内に該当する完了日の番号を記載してください。

- 車両登録日
- 車両引渡日(納車日)
- 代金支払が完了した日又は支払った額を除いた残りの全額の支払が担保される契約手続きが完了した日
- 下取車がある場合は、下取車の入庫日

着手日				完了日				
令和	年	月	日	令和	年	月	日	番号( )

3 補助金振込先（通帳等に記載のとおり正確に記載してください。）

口座名義人	(フリガナ)
金融機関名	
店名	
預金の種類	普通 ・ 当座
口座番号	

注1 補助事業者名義の口座に限ります。

注2 通帳等の写しを添付してください。

4 補助事業の概要（該当する口に「✓」を記載）

申請者氏名	
交付申請時からの使用の本拠の位置の変更 (自動車検査証に記載の使用の本拠の位置)	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり (変更ありの場合は、仕様変更報告書(様式第11号別紙2)と、変更に関する書類を提出すること。)

5 導入する車両の概要（該当する口に「✓」を記載）

交付申請時からの車両の変更	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり (変更ありの場合は、仕様変更報告書(様式第11号別紙2)と、変更に関する書類を提出すること。なお、交付決定額が減額となる場合は、事前に変更承認申請書(様式第5-1号)の提出が必要)
---------------	---

令和 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日

(宛先)  
埼玉県知事

### 埼玉県電気自動車等導入費補助金実績報告書

実績について、関係書類を添えて報告します。

#### 1 申請者情報

〒 [ ] - [ ]

主たる住所	
フリガナ	
法人等名称	
代表者役職	
フリガナ	
代表者氏名	

#### 2 法人等の申請担当者情報

〒 [ ] - [ ]

住所	
所属部署・役職	
フリガナ	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

### 3 補助事業の着手日と完了日

次の(1)から(3)までの事項のうち、最も早い日を着手日に記載してください。  
また、(1)から(4)までの事項のうち、最も遅い日を完了日に記載するとともに、( )内に該当する完了日の番号を記載してください。

- (1) 車両登録日
- (2) 車両引渡日(納車日)
- (3) 代金支払が完了した日又は支払った額を除いた残りの全額の支払が担保される契約手続きが完了した日
- (4) 下取車がある場合は、下取車の入庫日

着手日	完了日		
令和 年 月 日	令和 年 月 日	番号 ( )	

### 4 補助金振込先(通帳等に記載のとおり正確に記載してください。)

□座名義人	(フリガナ)
金融機関名	
店名	
預金の種類	普通 ・ 当座
□座番号	

注1 補助事業者名義の口座に限ります。

注2 通帳等の写しを添付してください。

### 5 補助事業の概要(該当する口に「✓」を記載)

申請法人等名称	
使用者氏名 (申請者がリース事業者の場合に記載)	
交付申請時からの使用の本拠の位置の変更 (自動車検査証に記載の使用の本拠の位置)	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり (変更ありの場合は、仕様変更報告書(様式第11号別紙2)と、変更に関する書類を提出すること。)

### 6 導入する車両の概要(該当する口に「✓」を記載)

交付申請時からの車両の変更	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり (変更ありの場合は、仕様変更報告書(様式第11号別紙2)と、変更に関する書類を提出すること。なお、交付決定額が減額となる場合は、事前に変更承認申請書(様式第5-2号又は様式第5-3号)の提出が必要)
---------------	--

--	--	--	--	--

令和  年  月  日

(宛先)  
埼玉県知事

## 下取車に関する確認事項

### 1 自動車販売店

〒

住所			
フリガナ			
会社名			
フリガナ			
代表者氏名			
電話番号			
メールアドレス			

### 2 下取車に関する確認事項

入庫日	令和 年 月 日
下取車がEV、PHV又はFCVで、かつ県の補助金を受けた車両である場合は、以下を記入	
自動車登録番号又は車両番号	
初度登録年月又は初度検査年月	
型式	
使用者	

※ 下取車が県の補助金を受けた車両で、処分制限期間を経過していない場合は、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を下取車に関して補助金の交付を受けた者へ命ずることがあります。

様式第11号別紙2  
(第15条関係)

交付決定番号 (県使用)	R	-				
-----------------	---	---	--	--	--	--

令和  年  月  日

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた埼玉県電気自動車等導入費補助金に係る事業において、仕様等の変更がありましたので、次のとおり報告します。

1 交付申請額

<input type="text"/>	円
----------------------	---

2 変更の内容

	変更前	変更後
変更の内容		

3 変更の理由

<input type="text"/>
----------------------

様式第12号  
(第15条関係)

交付決定番号 (県使用)	R	-			
-----------------	---	---	--	--	--

令和  年  月  日

(宛先)  
埼玉県知事

## 埼玉県電気自動車等導入費補助金実績報告書

実績について、関係書類を添えて報告します。

### 1 申請者情報

〒

主たる住所	
フリガナ	
法人等名称	
代表者役職	
フリガナ	
代表者氏名	

### 2 法人等の申請担当者情報

〒

住所	
所属部署・ 役職	
フリガナ	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

3 補助事業の着手日と完了日

- 着手日は外部給電器の発注日を記載してください。
- 完了日は、次に掲げる日のうち、最も遅い日としてください。
  - (1) 代金の支払が完了した日
  - (2) 外部給電器が納品された日
  - (3) 申請時に、電気自動車等の納車待ちの場合は、次に掲げる日のうち、最も遅い日とする。
    - (a) 車両の登録のあった日
    - (b) 車両の引渡のあった日
    - (c) 代金の支払が完了した日又は支払った額を除いた残りの全額の支払が担保された契約手続きが完了した日
    - (d) 下取車がある場合は、下取車の入庫のあった日

着手日	完了日		
令和 年 月 日	令和 年 月 日	番号 ( )	

4 補助金振込先 (通帳等に記載のとおり正確に記載してください。)

□座名義人	(フリガナ)
金融機関名	
店 名	
預金の種類	普通 ・ 当座
□座番号	

注1 補助事業者名義の口座に限ります。  
注2 通帳等の写しを添付してください。

5 導入する外部給電器の概要 (該当する口に「✓」を記載)

交付申請時からの外部給電器の変更	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり (変更ありの場合は、仕様変更報告書(様式第11号別紙2)と、変更に関する書類を提出すること。)
------------------	--

6 補助金交付申請額の算出 (該当する口に「✓」を記載)

交付申請時からの外部給電器本体価格の金額変更の有無	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり (変更ありの場合で、交付決定額が減額となる場合 →事前に変更承認申請書(様式第5-2号)の提出が必要変)
---------------------------	--

様式第13号(第16条関係)

第 号  
年 月 日

申請者 様

埼玉県知事 (公印省略)

埼玉県電気自動車等導入費補助金交付額確定通知書

埼玉県電気自動車等導入費補助金交付決定通知( 年 月 日付け第 号)により  
交付決定した補助金については、 年 月 日付けで提出された埼玉県電気自動車等  
導入費補助金実績報告書に基づき、交付額を 円に確定したので、埼玉県電気自  
動車等導入費補助金交付要綱第16条の規定により通知します。

様式第14-1号  
(第18条関係)

交付決定番号 (県使用)	R	-			
-----------------	---	---	--	--	--

【個人・個人事業主申請用】

令和  年  月  日

(宛先)

埼玉県知事

書類作成日を記入

## 埼玉県電気自動車等導入費補助金財産処分等承認申請書

埼玉県電気自動車等導入費補助金により取得した財産について、次の理由により処分制限期間内に処分等を行うため、承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

### 1 申請者情報

〒

住所		
フリガナ		
氏名		
電話番号		緊急連絡先は、携帯電話等、日中連絡がとれる電話番号等を必ず記入してください。
緊急連絡先		
メールアドレス		

### 2 処分等を行う車両

メーカー名・車名・型式	
自動車登録番号又は車両番号	
車台番号	

### 3 処分等の内容

--

### 4 処分等の理由

--

令和 [ ]年 [ ]月 [ ]日

(宛先)  
埼玉県知事

## 埼玉県電気自動車等導入費補助金財産処分等承認申請書

埼玉県電気自動車等導入費補助金により取得した財産について、次の理由により処分制限期間内に処分等を行うため、承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

### 1 申請者情報

〒 [ ] - [ ]

主たる住所	
フリガナ	
法人等名称	
代表者役職	
フリガナ	
代表者氏名	

### 2 法人等の申請担当者情報

〒 [ ] - [ ]

住所	
所属部署・役職	
フリガナ	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

様式第14-2号  
(第18条関係)

3 処分等を行う車両

メーカー名・車名・型式	
自動車登録番号又は車両番号	
車台番号	

4 処分等の内容

--

5 処分等の理由

--

様式第15号  
(第18条関係)

交付決定番号  
(県使用)

R

--	--	--	--

令和  年  月  日

(宛先)  
埼玉県知事

## 埼玉県電気自動車等導入費補助金財産処分等承認申請書

埼玉県電気自動車等導入費補助金により取得した財産について、次の理由により処分制限期間内に処分等を行うため、承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

### 1 申請者情報

〒

主たる住所	
フリガナ	
法人等名称	
代表者役職	
フリガナ	
代表者氏名	

### 2 法人等の申請担当者情報

〒

住所	
所属部署・役職	
フリガナ	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

様式第15号  
(第18条関係)

3 処分等を行う外部給電器

メーカー名	
型式	

4 処分等の内容

--

5 処分等の理由

--

第 号  
年 月 日

申請者 様

埼玉県知事 (公印省略)

埼玉県電気自動車等導入費補助金財産処分等承認通知書

年 月 日付けで申請のあった財産の処分等については、次のとおり承認することとしたので、埼玉県電気自動車等導入費補助金交付要綱第18条第3項の規定により通知します。

1 処分等を行う車両(外部給電器)

- (1) メーカー名・車名・型式
- (2) 自動車登録番号又は車両番号
- (3) 車台番号

2 処分等の内容

3 承認の条件

- (1) 処分等が完了したときは、速やかに処分等の完了を証する書類の写し及び売却金額が分かる書類の写しを提出すること。
  - (2) 処分等の完了後に別途通知する補助金に相当する額を納付すること。
- 注 承認の条件を満たさない場合には、承認を取り消す場合がある。

様式第17号（第18条関係）

第 号  
年 月 日

申請者 様

埼玉県知事 （公印省略）

埼玉県電気自動車等導入費補助金財産処分等不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった財産の処分等については、次の理由により承認しないこととしたので、埼玉県電気自動車等導入費補助金交付要綱第18条第3項の規定により通知します。

1 理由